

デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱

令和 5 年 1 月 25 日
府 地 創 第 4 1 4 号
府 地 事 第 8 7 8 号
4 農 振 第 2 4 5 7 号
国 総 政 第 3 1 号
環 循 適 発 第 2 3 0 1 2 5 1 号
令和 6 年 1 月 25 日
一 部 改 正
府 地 創 第 3 3 6 号
府 地 事 第 8 1 2 号
5 農 振 第 2 2 1 6 号
2 0 2 3 1 2 1 5 財 地 第 1 0 0 2 号
国 総 政 第 3 7 号
環 循 適 発 第 2 4 0 1 2 5 1 号

第 1 通則

デジタル田園都市国家構想交付金に関しては、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 5 条第 4 項第 1 号及び第 13 条、地域再生法施行令（平成 17 年政令第 151 号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）及び法第 4 条第 1 項の地域再生基本方針（以下「基本方針」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

なお、本要綱は、法第 5 条第 4 項第 1 号口及び第 13 条の規定並びに第 6 4 を踏まえ、内閣府が、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省と共に定める。

第 2 目的

デジタル田園都市国家構想交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル等を活用した実装の取組や、オープンなデータ連携基盤を活用するモデルケースとなり得る取組、地方への新たなひとの流れを創出する取組等の費用に充てるため、デジタルの活用などによる地方創生に資する取組や拠点施設及び道・汚水処理施設・港の整備等の費用に充てるため、又は地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体等の大規模な産業拠点に関連するインフラ整備の費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図ることを目的とする。

第3 定義

1 デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル田園都市国家構想交付金（以下「本交付金」という。）は、第2に規定する目的を達成するために行う国が交付する交付金であって、次に掲げる交付金の総称をいう。

1) デジタル実装タイプ

デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む、地方公共団体が作成したデジタル実装タイプ実施計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目におけるデジタル田園都市国家構想推進交付金をいう。

2) 地方創生推進タイプ

法第5条第4項第1号及び第13条に基づき、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項の規定に基づき策定した都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は第10条第1項の規定に基づき策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に定められた地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目における地方創生推進交付金（地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）第11条に基づく交付金を除く。）及び地方創生整備推進交付金をいう。

3) 地方創生拠点整備タイプ

法第5条第4項第1号イ及び第13条に基づき、地方版総合戦略に定められた地域再生計画に基づく事業並びにそれと一体となって整備される地方創生の推進に資する施設の新築、増築及び改築等（以下「施設整備等」という。）の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目における地方創生拠点整備交付金をいう。

4) 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体等の大規模な産業拠点に関連するインフラ整備に取り組む、地方公共団体が作成した地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目における地域産業基盤整備推進交付金をいう。

2 交付対象者等

1) 本交付金における交付対象者

地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の規定による港務局を含む。以下同じ。）とする。

2) 地方創生拠点整備タイプにおける整備対象施設及び利活用方策

①整備対象施設

地方版総合戦略に位置付けられ、法第5条第4項第1号イの規定により地域再生計画に記載された事業と一体となって整備される地方創生の推進に資する施設をいう。

②利活用方策

法第5条第4項第1号イの規定により地域再生計画に記載された事業であって、整備対象施設

で実施することにより地方創生に波及効果をもたらすもの（整備対象施設の整備等を除く。）をいう。

第4 地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプに係る地域再生計画

1 地域再生計画の認定の申請

1) 本交付金の交付を受けようとする地方公共団体（法第5条第4項第1号口の事業にあつては、本交付金の交付を受けた都道府県が交付する間接補助を受けて事業を実施しようとする市町村を含む。）は、法第5条第4項第1号に規定する事業（本交付金を充てて行うものに限る。）に関する事項又は整備対象施設とその利活用方策を記載した同条第1項の地域再生計画（以下「地域再生計画」という。）を作成（当該事項の追加に伴う変更を含む。）し、内閣府が定める時期に、内閣総理大臣に、その認定のため申請するものとする。

2) 1) の申請は、本交付金の交付を受けようとする全ての地方公共団体が単独又は共同で行うこととする。

3) 地域再生計画に基づく事業に関する留意事項

①地方創生推進タイプ

地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たり、地方公共団体が自主的な取組として、計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定するとともに、地域再生計画の目標の達成見込み等の中間評価が可能な中間目標を設定するように努めるものとする。

また、真に必要なかつ有効な事業等を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めるものとする。

②地方創生拠点整備タイプ

地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たり、整備対象施設の利活用方策について計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定する。また、真に必要なかつ有効であり、先導的な施設を選択するとともに、その整備等についても適切かつ効率的なものとなるよう努めるものとする。

2 認定基準

内閣総理大臣は、1 1) の申請があつた地域再生計画のうち法第5条第4項第1号に規定する事業に関する事項の部分について、同条第15項各号に掲げる基準の適用に当たっては、次の判断基準によることとする。

1) 法第5条第15項第1号の「地域再生基本方針に適合するものであること」に係る具体的な判断基準

・法第5条第4項第1号に規定する先導的な事業とは、事業又は整備対象施設ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業又は利活用方策と一体となった施設の整備等であることに留意する。

① 自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

② 官民協働

地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

③ 地域間連携

単独の地方公共団体のみの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

④ 政策・施策間連携

単一の政策・施策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策・施策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

⑤ デジタル社会の形成への寄与

デジタル技術の事業への活用及びその普及等（デジタル技術の事業への活用を進めるための普及啓発及びその活用を担う人材の育成をいう。）を推進するための取組を行う事業であること。

⑥ 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

⑦ 地域社会を担う人材の育成・確保

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

⑧事業が先導的であると認められるその他の理由

・基本方針の4 3) ③ へ a.に定める「法令等を遵守しているものであること」の適用に当たり、本交付金を充てて行う事業に係る関係法令等（補助金に係る要綱を含む。以下「関係法令等」という。）に定める基準・規格に適合し、あらかじめ所要の手続を了していること。

・基本方針の4 3) ③ へ b.に定める「地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること」の適用に当たり、本交付金を充てて行う事業に関して、経済性を勘案して効率的な事業を選定していること。

2) 法第5条第15項第2号の「当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること」に係る具体的な判断基準

・地方公共団体が自ら行う評価が可能な数値等により、具体的目標を定めることに努めるなど、本交付金を充てて行う事業、又は整備対象施設の利活用方策について、地方創生及び地域再生の実現に寄与することを明らかにしていること。

3) 法第5条第15項第3号の「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」に係る具体的な判断基準

・関係機関との調整を行っている、地域住民の合意を得ているなど、事業又は整備対象施設の整備等や利活用方策の実施が円滑かつ確実であると見込まれること。

3 認定地域再生計画の軽微な変更

認定地域再生計画の変更について、次に掲げるものは法第7条第1項の軽微な変更として扱うものとする。

- 1) 本交付金の事業量（法第5条第4項第1号口の事業にあっては、施設ごとの整備量又は同号口（1）から（3）までに規定する事業の種類ごとの事業費）の2割以内の増減
- 2) 本交付金を充てて行う法第5条第4項第1号口の事業の事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、地方創生及び地域再生の実現を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるもの。
- 3) 地方創生拠点整備タイプにおける本交付金を充てて整備する施設の利活用方策について、その事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、地方創生及び地域再生の実現を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるもの。

第5 実施計画等の作成及び提出等

1 実施計画等の作成及び提出

本交付金（法第5条第4項第1号口の事業を除く。）の交付を受けようとする地方公共団体は、別に定めるところにより、デジタル実装タイプ実施計画、法第5条第4項第1号イの事業に関する実施計画、施設整備等に関する施設整備計画又は地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画（以下「実施計画等」という。）を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

2 実施計画等の変更

本交付金（法第5条第4項第1号口の事業を除く。）を受けようとする地方公共団体は、実施計画等に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

第6 交付対象事業等

1 デジタル実装タイプ

1) デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の実装の取組を行う事業とする。

- ①他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用して迅速に横展開する実装の取組
- ②オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る実装の取組
- ③社会変革につながるような改革に挑戦し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組

2) サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」という。）の施設整備・運営・利用促進等を行う取組や、サテライトオフィス等に進出する企業と地元企業等が連携して行う地域活性化に資する取組への支援により、地方への新たなひとの流れを創出する事業とする。

2 地方創生推進タイプ

1) 法第5条第4項第1号イに規定する事業

- ①結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- ②移住及び定住の促進に資する事業
- ③地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- ④観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- ⑤①から④までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

2) 法第5条第4項第1号ロに規定する道・污水处理施設・港の整備事業

本交付金の交付の対象となる施設は、法第5条第4項第1号ロ(1)から(3)までに規定する事業ごとに定められた施設であって、関係法令等に基づき実施されるものとする。

なお、法第5条第4項第1号ロの事業は、原則として、法第5条第4項第1号イに規定する事業その他の政策効果を高めるソフト事業と連携・組合せするよう努めるものとする。

また、第7の規定による配分計画の作成、第8の規定による交付金予算額の移替え及び第9の規定による本交付金の交付に際しては、便宜上、以下の交付金名を用いるものとする。

(種類)	(施設区分)
① 法第5条第4項第1号ロ(1) (地方創生道整備推進交付金)	市町村道、広域農道又は林道
② 法第5条第4項第1号ロ(2) (地方創生污水处理施設整備推進交付金)	公共下水道、集落排水施設 (農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。) 又は浄化槽
③ 法第5条第4項第1号ロ(3) (地方創生港整備推進交付金)	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する重要港湾(特定有人国境離島地域に位置するものに限る。)又は地方港湾の港湾施設及び漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第5条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設

3 地方創生拠点整備タイプ

上記2 1)に掲げる事業と一体となって整備される地方創生の推進に資する施設を整備する事業。

4 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体等の大規模な産業拠点整備のうち、真に国策的見地から支援すべきプロジェクトであって、かつ、当該産業拠点の関連インフラを整備する高度の必要性・緊急性等があると認められるものとして選定されたプロジェクトにおける以下の事業。

- ① 工業用水道整備事業
- ② 下水道整備事業
- ③ 道路整備事業

第7 配分計画の作成

1 法第5条第4項第1号口の事業に関する配分計画

内閣総理大臣は、毎年度、認定地域再生計画に基づき本交付金を充てて行う法第5条第4項第1号口の事業に要する経費について関係行政機関へ予算の移替えを行うため、あらかじめ、令第10条第2号から第4号までに定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、法第5条第4項第1号口（1）から（3）までに規定する事業ごとに、同条の規定により交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる本交付金の総額を明らかにして配分計画を作成する。

上記の本交付金の総額は、第6に規定する法第5条第4項第1号口（1）から（3）までに規定する事業及び施設の区分に応じ、関係法令等に従い、認定地域再生計画に記載された施設の整備事業に要する費用に交付限度額の算出に用いる割合を乗じて算出された額及び本交付金の交付の対象となる施設の整備事業の進捗を勘案し、法第8条第1項の認定地方公共団体が行う予算要望を踏まえるものとする。

2 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプの事業に関する配分計画

内閣総理大臣は、毎年度、地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画に基づき本交付金を充てて行う第6-4の事業に要する経費について関係行政機関へ予算の移替えを行うため、あらかじめ、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議し、第6-4①から③までに規定する事業ごとに、各大臣が交付の事務を行うこととなる本交付金の総額を明らかにして配分計画を作成する。

上記の本交付金の総額は、第6-4①から③までに規定する事業の区分に応じ、関係法令等に従い、地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画に記載された事業に要する費用に交付限度額の算出に用いる割合を乗じて算出された額及び本交付金の交付の対象となる事業の進捗を勘案し、地方公共団体が行う予算要望を踏まえるものとする。

第8 本交付金予算額の移替え

1 法第5条第4項第1号口の事業に関する移替え

内閣総理大臣は、第7-1により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、法第5条第4項第1号口の事業に充てる本交付金の予算を交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

2 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプの事業に関する移替え

内閣総理大臣は、第7-2により作成した配分計画について、経済産業大臣及び国土交通大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、当事業に充てる本交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第9 本交付金の交付及び執行

1 本交付金の交付に関する事務の簡素化

法第5条第4項第1号口の事業に関する交付担当大臣及び第6-4の事業に関する経済産業大臣及び国土交通大臣は、地方公共団体に対する統一的な窓口を設けるほか、交付申請に係る様式の統一化

など地方公共団体の事務手続に係る負担の軽減を図りつつ、第8により移し替えられた事業に充てる交付金の交付を行うものとする。

2 本交付金の交付事務

1) デジタル実装タイプ

デジタル実装タイプの交付事務は、内閣総理大臣がその定めるところにより行う。

2) 地方創生推進タイプの交付事務

地方創生推進タイプの交付事務は、法第13条第3項に基づき内閣総理大臣又は交付担当大臣がその定めるところにより行う。

3) 地方創生拠点整備タイプの交付事務

地方創生拠点整備タイプの交付事務は、法第13条第3項及び令第10条第1号に基づき、内閣総理大臣が行う。

4) 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプの交付事務

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプの交付事務は、経済産業大臣又は国土交通大臣がその定めるところにより行う。

3 地方創生拠点整備タイプに係る本交付金の執行

地方創生拠点整備タイプについて、地方公共団体は、施設整備等の実施に当たり基金を造成し、施設整備計画の計画期間内にこれを取り崩して施設整備等を実施することができる。

基金の設置及び管理については、別途、内閣総理大臣が定める交付要綱、基金事業実施要領等によるものとする。

第10 本交付金の交付期間

1 デジタル実装タイプ

デジタル実装タイプに係る交付金を交付する期間は、デジタル実装タイプ実施計画に基づく事業に対して本交付金の交付が開始される年度限りとする。

2 地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ

地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプに係る交付金を交付する期間は、認定地域再生計画に基づく事業に対して本交付金の交付が開始される年度からおおむね5か年度以内とする。

3 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプに係る交付金を交付する期間は、地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画に基づく事業に対して本交付金の交付が開始される年度からおおむね5か年度以内とする。

第11 効果の検証

本交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、事業、又は整備対象施設の利活用方策の実施状況に関する客観的な指標（以下「重要業績評価指標」という。）を設定の上、その達成状況について、原則、毎年度検証するよう努めるものとする。

第12 地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプに係る認定地域再生計画並びに地域産業構造転

換インフラ整備推進タイプ実施計画の中間評価及び事後評価に関する留意事項

- 1 本交付金を充てて行う事業又は施設整備等を実施した地方公共団体は、当該事業、又は整備対象施設の利活用方策に関する毎年度の達成状況等の検証のほか、自主的な取組として認定地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の目標の達成状況について計画期間終了後に速やかに事後評価を行うとともに、計画期間内において中間評価を行うよう努めるものとする。
- 2 中間評価の実施時期は、原則、計画期間の中間年度の終了後とする。
- 3 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ・ 本交付金を充てた事業又は施設整備等の進捗状況
 - ・ 中間評価にあつては認定地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の目標に掲げる中間目標値等の実現状況、事後評価にあつては認定地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の目標値等の実現状況
 - ・ 今後の方針等
- 4 地方公共団体は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるとともに、必要に応じ認定地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の見直しを行うものとする。
- 5 地方公共団体は、認定地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の評価結果について、内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができる。

第 13 地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ並びに地域産業構造転換インフラ整備推進タイプに係る重要業績評価指標の検証状況及び認定地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の目標に関する達成状況の把握

内閣総理大臣は、地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の認定を受けた地方公共団体に対し、第 11 による検証の結果及び第 12 による当該計画の評価に係る達成状況について、報告を求めることができるものとする。

第 14 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地域再生計画又は実施計画等の適正な実施のため、本交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第 15 本交付金に係る制度の見直しの検討

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、本交付金を充てて行う事業について、地方公共団体が行う評価及び各省が行う政策評価の結果を踏まえ、必要と認める場合には、本交付金に係る制度の見直しを検討するものとする。

第 16 その他

この要綱に定めるもののほか、本交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則（令和 5 年 1 月 25 日付府地創第 414 号、府地事第 878 号、4 農振第 2457 号、国総政第 31 号、環循適発第 2301251 号）

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱（令和 4 年 2 月 25 日付け府地創第 63 号）、地方創生推進交付金制度要綱（平成 28 年 4 月 20 日付け府地事第 16 号、28 農振第 45 号、国総政第 1 号、環廃対発第 1604201 号）及び地方創生拠点整備交付金制度要綱（平成 28 年 10 月 14 日付け府地事第 503 号）（以下これらの 3 制度要綱を「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で、令和 4 年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則（令和 6 年 1 月 25 日付け府地創第 336 号及び府地事第 812 号内閣府事務次官通知、5 農振第 2216 号農林水産事務次官通知、20231215 財地第 1002 号経済産業事務次官通知、国総政第 37 号国土交通事務次官通知、環循適発第 2401251 号環境事務次官通知）

この要綱は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。ただし、第 6 交付対象事業等 2 2) ③法第 5 条第 4 項第 1 号ロ（3）（施設区分）中の「漁港及び漁場の整備等に関する法律」については、同法の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）から施行し、同日の前日までは「漁港漁場整備法」に読み替える。